

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和五年八月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

新井栄一、新井壱久、新井右介、上井一二三、久保勇、久保美富、黒沢節二、嶋倉美佐枝、古指貴大、古指フデ、本田定男、本多政則、本田祐巳、山田庫男、山田春吉

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和五年七月十四日付埼玉県告示第八百一号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。